

奈良県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
天理訪問看護ステーション ひまわりⅡ	天理市三島町一 二五〇一	天理市別所町二 四一〇四	天理市三島町一 二五〇一	平成二十九 年四月一日